

大和高田市市民交流センター
ソーシャルネットワーキングサービス公式アカウント運用方針

令和 6 年 1 0 月
大和高田市市民交流センター

1. 目的

全国で幅広く利用されているソーシャルネットワーキングサービスである Facebook、X 及び Instagram を、大和高田市市民交流センターの情報発信ツールのひとつとして活用するとともに、情報利用者との交流を促進することを目的とする。

2. 発信内容

大和高田市市民交流センターが主催および関連するイベントや交流センター及び市民交流センター周辺情報、また市民交流センターに寄与する情報等

3. 運用管理責任者

大和高田市地域振興部まち振興課 課長

4. 運用者

大和高田市地域振興部まち振興課 課員

5. 利用方法

- (1) 利用者は閲覧、投稿など自由に利用することができる。
- (2) 運用者は原則として返信しないものとする。

6. 禁止事項

以下に掲げるものについて投稿をしてはならない。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人権・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの

- (10) 他の利用者、第三者等に成りすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 当アカウントの掲載情報と無関係のもの
- (14) その他、運営上不適切と判断したもの
- (15) (1)～(14)の内容を含むホームページへのリンク

7. 知的財産権

ソーシャルネットワーキングサービスに掲載する個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、大和高田市地域振興部まち振興課または原著作者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

8. 免責事項

- (1) 大和高田市地域振興部まち振興課は、当ページに掲載する情報の正確性には万全を期して投稿を行うが、完全性、有用性等を保証するものではない。
- (2) 大和高田市地域振興部まち振興課は、利用者が当ページの掲載情報を利用または引用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 大和高田市地域振興部まち振興課は、利用者間もしくは利用者と第三者間とのトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (4) 上記の他、大和高田市地域振興部まち振興課は、当ページに関する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 大和高田市地域振興部まち振興課は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合がある。

9. その他

本運用方針に定めるもののほか、必要な事項は、運用管理責任者が定めることとする。

10. 附則

この運用方針は、令和6年10月1日から施行する。